

四つの資本主義⑬

法政大学 経済学部教授 (客員) 渡部 亮

長期経済統計の大家アングス・マディソンの著書『The World Economy: historical statistics』によると、2001年時点で中国やインドネシアの1人当たりGDPは、1970年代初頭における日本の1人当たりGDPの3分の1相当の水準だった(1990年価格のドル換算表示)。その後2013年までの10数年間に、たとえば中国の1人当たりGDPは、実質で約3倍強(年率10%弱で成長)に増加したと推定されるから、2013年現在の中国の1人当たりGDPは、中産階級が増大した70年代初頭の日本と同水準と推定できる。

法の支配

多くの新興国は、その発展段階の初期に国家資本主義的な経済モデルを採用して資本蓄積を図り、先進国にキャッチアップする。その過程で、いわゆる中産階級(一人当たりGDPでいえば5,000~10,000万ドルの所得階層)の数が増加する。そして中産階級は、機会均等(平等)で自由かつまた開放的な社会、「法の支配」と呼ばれる統治制度などを一様に希求し始める。「法の支配」とは「法による支配」と区別される法文化であり、「為政者でさえ法によって裁かれる(法に従う)」という意味である。私的財産権の保護、言論の自由、個人生活(プライバシー)への政府不介入などが法の支配の具体的内容である。「法の支配」は、コモンローの英国で発達した法文化であって、独立した司法(裁判所)が、民間の一般人だけでなく、政権担当者や役人をも対象として紛争や利害の仲裁に当たる。それに対してシビルローの大陸欧州で発達した「法による支配」という考え方は、為政者が法律を制定することによって、その法律を民間統治に使用してきた。

※コモンローとシビルローに関しては、前々回のシリーズ(4)〈2007年2月号〉や前回のシリーズ(6)〈2009年3月号〉を参照されたい。

コモンローの国々(特に英国)では、シビルローの国々(特にフランス)と比較して、株主や債権者など投資家の法的権利(私的財産権)

がより強固に保護され、そのことが証券市場など直接金融市場の発達を促したとされる。そのため企業の株式発行による資金調達や株主利益を重視するコーポレートガバナンスが発達した。株主を始めとする企業外部の投資家が、企業に対する資金提供に応じやすい法制度が形成された。

新興国の問題

現代の新興国は「法の支配」を希求する中産階級の期待に応えるために、専制的な国家資本主義を経済自由主義の方向に切り替える必要がある。米国の政治学者フランシス・フクヤマによると、中国では共産党首脳や官僚による中央集権体制が堅固であり、政府の裁量的判断を「法の支配」の原則が制御するような法文化は定着していない。任期10年の共産党指導部による集団指導体制と定年制および儒教思想以外には、専制体制を制御する仕組みは存在しないという(2012年5月11日付けフィナンシャルタイムズ紙掲載論文)。

ニーアル・ファーガソン著『劣化国家』(邦訳は日本経済新聞社刊)は「法の支配の原則が確立していない中国が、なぜ30年間以上にわたって高度成長を続けることができたのか」と自問している。それは①中国共産党政権が経済成長をみずからの存立基盤として位置づけ、成長政策を着実に実行してきたためなのか、②私的財産権保護に代わる独自の方法や慣行が中国には存在するのか、③地方政府相互間の成長競争が市場経済制度に代替するような連邦主義を育んだのか、④儒教思想に基づく契約履行義務が存在するのか。こうした自問に対するファーガソンの自答は「法の支配の原則を導入しないかぎり、いずれ中国の経済成長も限界に達する」であった。

先進諸国の問題

しかし米英でさえ、法の支配の原則が無視されたり、改革が妨害されたりすることもある。2007~08年の金融危機において明らかになっ

たように、金融機関は強力なロビー活動によって政府を動かし、危機前には規制緩和を推進するとともに、危機後になると規制強化に反対した。そこでは国民一人当たり一票の原則が踏みにじられたといえる。情報通信技術と金融が融合して複雑で高速な金融取引が出現し、そうした取引に従事する金融業者や技術者の報酬が急増した。一般の労働者の報酬が低迷する中で、金融業者の所得は「集積回路上の半導体の集積度が2年間で2倍になる」というムーアの法則同様のスピードで増加した。(Ian Goldin 著『Divided Nations』による)。

現代の米英の問題は、賃金報酬の国民所得に占める構成比(労働分配率)が低下して、一部の高所得者と低所得者との間で亀裂が生じ、社会的な結束や連帯感が低下していることである。高所得者と低所得者が分離し、中間階層が少なくなった結果、所得分布の構図が砂時計のような形となり「砂時計経済(hourglass economy)」といった造語も生まれた。所得格差の拡大は2007~08年の金融危機後も終息していない。

格差拡大の原因に関しては次のような諸点があげられる。①経済のグローバル化によって、スキル度の低い仕事为新興国にアウトソースされ、先進国の失業率が構造的に上昇した。②情報通信技術の進歩によってITテラシー(情報技術習得度)の差が所得格差に反映されるようになった。③高等教育を享受できる層とできない層の教育格差が拡大した。④高所得者や富裕者に有利な所得税制やキャピタルゲイン税制が導入された。しかし①と②が進歩しているはずのドイツやオランダでは、米英ほどには所得格差が拡大していない。(OECDが推計したジニ係数の変化で計測)。その半面①と②の恩恵をさほど受けていない南米や南欧諸国でも所得格差が大きい。また③と④も一概に所得格差と正の相関関係があるとはいえない。

19世紀との類似点

近年における世界的レベルでの所得格差拡大のひとつの原因はデフレであろう。本シリーズ(9)で述べたように、デフレは債権者(高所得者)に有利で、インフレは債務者(若年層や低所得者)に有利だから所得分配に影響する。特に金融資本市場や証券市場が発達している米英では、富裕者や高所得者の資産の多くが証券や不動産に投資されるので、ドイツを始めとす

る北方欧州諸国に比べて、デフレによる格差拡大が顕著である。

長い歴史を振り返ると、インフレは大戦争後の一時期に限られ、平時においては物価安定ないしデフレが常態化していた。欧州では19世紀初頭のナポレオン戦争後に物価が上昇したが、その後は第一次世界大戦までの間、むしろデフレが定常化した。そうした状況下19世紀の欧州では、所得格差や貧富の格差が現代同様に大問題であった。その証拠にディケンズ作『オリバー・ツイスト』、バルザック作『ゴリオ爺さん』、ユーゴー作『レミゼラブル』など、19世紀の英仏文豪の小説は、貧しい者が艱難辛苦の末に豊かになるか、逆に豊かな者が身を持ち崩して貧しくなるか、貧富の対照とそこで繰り広げられる人間どうしの葛藤や相克を活写したものが多かった。

19世紀は、第一次産業革命後の時代であって、技術革新の商業化によって富を蓄える富裕者層と、技術進歩に追いつけず、機械による労働代替によって困窮する貧困層の格差が拡大した。第三次産業革命下の現代もそうだが、大きな技術革新ないし産業革命が起きると、公表ベースの物価指数もさることながら、製品の品質向上を加味した物価指数(ヘドニック指数)でみた物価上昇率はいっそう低下する。

現代におけるデフレ傾向に関しては、低賃金で生産された製品が新興国から輸入されるとともに、情報通信分野(IT)での技術革新によって物価が下がったという側面もあるので、前記の①と②の要因が、間接的にせよ所得格差を拡大させたといえる。つまり①の要因によって、単にスキル度の低い労働者の失業率が構造的に上昇しただけでなく、新興国から安価な製品が流入した。また②の要因によって、単にスキル度の低い職がITによって代替されただけでなく、資本のリターン(税引後投資収益率)が名目GDP成長率を恒常的に上回るようになった結果、労働分配率が低下し企業分配率が上昇した。企業の貯蓄率は家計の貯蓄率よりも高いので、企業の資本蓄積が進み、株式投資のリターンも上昇した。こうして株主など資産家の所得が増価し、労働によって所得や富を築くよりも、資産投資や遺産相続によって所得や富を継承するといった風潮を生んだと考えられる。

(以下は次号に続く)

わたべ りょう (法政大学教授)